

品川区自主的防犯団体活動助成金交付要綱

制定	平成24年	1月30日	要綱第46号
改正	平成27年	3月27日	要綱第228号
改正	平成31年	4月1日	要綱第279号
改正	令和2年	4月1日	要綱第123号
改正	令和3年	5月31日	要綱第184号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における犯罪の発生を未然に防止するためにボランティアにより地域に密着した自主的防犯パトロール活動を実施する団体（以下「自主的防犯活動団体」という。）に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 この要綱による助成の対象となる自主的防犯活動団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 10名以上で構成され区民が過半数以上を占める団体で、自主的に防犯パトロール活動を実施している、または実施する予定がある団体
- (2) 組織運営に関する規則（会則、規約等）を制定して運営し、または制定して運営する予定がある団体

(対象活動)

第3条 この要綱で定める助成の対象となる活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 自主的防犯活動団体が実施する次号に規定する以外の方法で、定期的、かつ、継続的に実施する地域の防犯パトロール活動
- (2) 青パトを用いて防犯パトロールを実施する自主的防犯活動団体（以下「青パト団体」という。）が実施する、定期的、かつ、継続的な地域の防犯パトロール活動
- (3) 警察署、防犯協会および区が実施するキャンペーン、防犯研修等の防犯啓発活動に協力参加する活動

(対象経費)

第4条 助成対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 前条第1号に規定する防犯パトロール活動に必要な物品（パトロール用上着、誘導電灯、防犯ブザー、腕章など）の購入に要する経費
- (2) 前条第2号に規定する防犯パトロール活動に必要な物品（着脱式の青色回転灯および、各青パト団体が有する青パトにて防犯パトロールを実施する際の燃料）の購入に要する経費
- (3) 前条第3号に規定する防犯啓発活動に協力参加するに要する経費
- (4) 前3号に規定するもののほか、区長が特に認めた経費

(助成金額)

第5条 助成金額は、予算の範囲内において定める次の金額とする。なお、この場合において、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 第3条第1号の活動に対する助成については、1団体につき、設立時に限り20万円（既に設立されている団体にあつては10万円）を限度として、申請に対し区長が適切と認めた額を助成する。なお、初回助成以降、活動を継続して実施している場

合、3年ごとに10万円を限度として助成する。

(2) 第3条第2号の活動に対する助成については、着脱式の青色回転灯の購入等の経費を1つの青パト団体につき、一式2万円を限度として助成する。その他、青パト燃料費として、1つの青パト団体につき、1年につき2万円を限度として助成する。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、区長は、申請金額の一部又は全部に対し、前条第1号および第2号に規定する限度額を超えて助成することができる。

(助成金の交付手続)

第6条 助成金の交付を受けようとする自主的防犯活動団体の代表者は、区長に助成金交付申請書(第1号様式)を提出しなければならない。

2 区長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、認証された自主的防犯活動団体に対して助成金の交付額を決定し、その旨を助成金交付決定通知書(第2号様式)により、自主的防犯活動団体の代表者に通知する。この場合において、区長は、必要と認めるときには助成に条件を付することができる。

3 区長は、交付決定をした自主的防犯活動団体の代表者から助成金請求書(第3号様式)の提出があった場合は、助成金を交付するものとする。

(実績報告)

第7条 助成金の交付を受けた自主的防犯活動団体の代表者は、助成金の交付を受けた年度が終了したときには、実績報告書(第4号様式)を区長に提出しなければならない。なお、これ以降、区の事業年度が終了するごとに、実績報告書(第4号様式)を区長に提出しなければならない。

(助成金交付決定の取消し)

第8条 区長は、助成金の交付を受けた自主的防犯活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(2) 助成金を助成対象活動以外の用途に使用したとき。

(3) 前2号のほか、区長の付した条件等に違反したとき。

(助成金の返還)

第9条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることができる。

(調査)

第10条 区長は、必要と認めるときは、助成金の交付の決定を受けた自主的防犯活動団体に対して、助成金の使途に関し必要な調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3年 6月 1日から施行する。

年 月 日

品川区長あて

団 体 名
住 所
役 職 名
代表者氏名

品川区自主的防犯活動助成金交付申請書
(新規、継続、青パト、燃料費)

品川区自主的防犯活動助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり助成金の 交付
を申請します。

記

項 目	内 容
団体名	
代表者氏名	
会計担当者氏名	
参加人員	
活動目的	
活動区域	
活動日時	
活動内容	
必要経費	
経費内訳	
助成申請額	
添付書類	
備考	

号
年 月 日

様
様

品川区長 濱野 健 印

品川区自主的防犯活動助成金交付決定通知書
（新規、継続、青パト、燃料費）

年 月 日付けで申請のあった品川区自主的防犯活動助成金については、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定金額 金 円

年 月 日

品川区長あて

団 体 名
住 所
役 職 名
代表者氏名

印

品川区自主的防犯活動助成金請求書
（新規、継続、青パト、燃料費）

年 月 日付けで交付決定のあった助成金について、品川区自主的防犯活動助成金交付要綱
第6条の規定により、下記のとおり請求します。

捨印

記

1 請 求 額 金 円

年 月 日

品川区長あて

団 体 名
住 所
役 職 名
代表者氏名

品川区自主的防犯活動及び助成金に係る実績報告書
（新規、継続、青パト、燃料費）

品川区自主的防犯活動助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり実績を報告します。
記

1 活動に関する実績報告（ 年度）

月	内 容
4	
5	
6	
7	
8	
9	

10	
11	
12	
1	
2	
3	
計	

※別紙で作成し添付していただいても結構です。

2 助成金に関する実績報告（ 年度）

内 容

※別紙で作成し添付していただいても結構です。